

一般財団法人愛知県建築住宅センター木造建築物の耐久性に係る評価業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、この約款（木造建築物の耐久性に係る評価の申請図書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「一般財団法人愛知県建築住宅センター木造建築物の耐久性に係る評価業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、木造建築物の耐久性に係る評価（以下「評価」という。）を受けようとする場合は、業務規程第5条第1項に基づき申請図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が申請図書のみでは評価を行うことが困難であると認めて追加書類又は是正を請求した場合は、乙の評価の遂行に必要な範囲内において、双方合意のうえ定めた期日までに遅滞なくかつ正確に証明業務を行うに必要な追加書類の提出又は申請図書の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 3 甲は、一般財団法人愛知県建築住宅センター木造建築物の耐久性に係る評価業務料金規程（以下「料金規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の料金を第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、業務規程に基づき、評価を公正、中立の立場で厳正かつ適正に実施しなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務規程第7条の評価の期日は、引受承諾書に定める申請日から21日を経過する日までとする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第7条第1項に定める責務を怠ったとき、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
- 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲は、乙から引受承諾書を交付された場合は、この約款に基づき契約を締結したものとし、引受承諾書交付時を支払期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

（料金の支払方法）

- 第5条 甲は、料金規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行の口座振込みの方法で支払うものとする。ただし、甲と乙は、別途協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(申請の取下げ)

第6条 甲は、業務規程第7条の申請を取り下げる場合は、業務規程第8条の取下げ届を乙に提出するものとする。

2 前項の場合は、第8条第2項の契約解除があったものとし、乙は評価を中止し、申請図書を甲に返却するものとする。

(変更申請等)

第7条 甲は、評価書の交付前までに甲の都合により申請内容を変更する場合は、速やかに乙に通知しなければならない。

2 乙が、変更が大幅なもので添付図書の再審査が必要であると認めるときは、甲は、当該申請を取り下げ、別件として再申請しなければならない。

3 前項に規定する申請の取下げがなされた場合は、第8条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知して本契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、評価を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙が本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に第6条第1項の取下げ届を提出することにより本契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときは乙に返還を請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(申請の取下げ)があったときは、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が支払われていないときは甲に支払を請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することにより本契約を解除することができる。

(1) 甲が本契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(2) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に評価書を交付することができないとき

2 前項の契約解除において、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が支払われていないときはこれを甲に支払を請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第10条 乙は、評価を実施することにより、甲の申請に係る建築物が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、甲の申請に係る建築物が、評価書をもって直ちに企業会計上の耐用年数（償却期間）が長いものとして判断されることを保証しない。

3 乙は、評価を実施することにより、甲の申請に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。

4 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があること等の事由により、適切な評価を行うことができなかった場合においては、評価結果に対して責任を負わない。

(秘密保持)

第13条 乙は、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 既に公知の情報である場合

(2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(3) 関係省庁等から求められた場合

(別途協議)

第14条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この約款は令和 7年 6月 1日から施行する。